

## 堺市里親家庭養育支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、里親家庭の負担を軽減することにより里親委託の推進を図ることを目的として、本市の登録里親に里親委託若しくは一時保護委託されている児童（以下「委託児童」という。）を養育している里親家庭に対し養育支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この事業でいう養育支援とは、里親宅での家事支援及び委託児童への保育支援をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、現に委託児童を養育している里親で、養育支援が必要な者とする。

(実施機関)

第4条 この事業は、本市が里親支援事業及び週末里親業務を委託している里親支援機関（以下、「里親支援機関」という。）において実施するものとする。

2 里親支援機関は、事業目的達成のために子ども相談所及び養育支援をおこなう支援者（以下「支援者」という。）並びに養育支援を受けようとする里親（以下「要支援者」という。）と連携及び調整を行わなければならない。

(支援者の登録)

第5条 里親支援機関の長は、原則として里親又は里親経験を有するものなかから希望する者を支援者として登録する。ただし、やむを得ない場合には、子ども青少年育成部長と協議のうえ、里親制度に関して深い理解がありかつ次に掲げる要件のいずれかを満たしている者を支援者として登録することができる。

(1) 保育士資格を有し、保育経験を有する者。

(2) ホームヘルパーの資格を有し、家事援助経験を有する者。

(3) その他、(1)、(2)と同等の資格を有し、子ども青少年育成部長が適当と認める者。

2 支援者の登録を受けようとする者は、里親家庭支援者登録申込書（様式第1号）を里親支援機関の長に提出しなければならない。

3 里親支援機関の長は、前項の申込書の提出を受けた場合は、面接調査の上、必要な研修を行い、適当と認めるものについて、里親家庭支援者登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。

(利用の申請)

第6条 要支援者は、里親家庭養育支援事業利用申請書（様式第3号）を里親支援機関の長に提出しなければならない。

2 里親支援機関の長は、前条により登録している支援者の中から適当と判断される者を選定し、原則として被支援者宅において養育支援を行うこととするが、被支援者宅での

養育支援を行うことが困難でありかつ支援者と被支援者の双方の了解があれば、被支援者宅以外において養育支援を行うことができる。

(登録の取り消し)

第7条 里親支援機関の長は支援者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項に掲げる登録の要件を欠いたとき。
- (2) 不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) 支援者を辞退する旨の届け出があったとき。

(支援者の遵守事項)

第8条 支援者は、養育支援に際し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 里親支援機関の長が実施する研修を受講すること。
- (2) 里親支援機関の長が行う助言指導に従い、可能な範囲で被支援者の希望にそった養育支援を実施すること。
- (3) 養育支援の実施により知りえた被支援者の情報については他に漏らしてはいけない。支援者としての登録を取り消した後も同様である。

(報告)

第9条 支援者は養育支援の内容を、里親家庭養育支援活動実施報告書(様式第4号)により里親支援機関の長に報告しなければならない。

2 里親支援機関の長は、養育支援活動の状況を適宜子ども青少年育成部長に報告するものとする。

(賠償責任保険への加入)

第10条 里親支援機関の長は、支援者を対象とした賠償責任保険に加入しなければならない。

(謝礼金の支払)

第11条 支援者が養育支援をおこなった場合の謝礼については、次のとおりとする。

- (1) 里親支援機関の長は、支援者に対し、養育支援を実施した時間について、1時間あたり1,000円の謝礼金を支払うこととし、1時間未満については、その割合に応じ支払うものとする。ただし、1日に6時間を限度とし、保育支援については、委託児童一人ごとに謝礼金を支払うものとする。
- (2) 里親支援機関の長は、支援者に対し、養育支援を実施する場所へ出向くために要した交通費について、実費を支給する。
- (3) 養育支援実施中の児童に要する食費やおむつ代等の経費は被支援者の負担とする。

(委任)

第12条 この要領の施行について必要な事項は、子ども青少年育成部長が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。